

## 地すべり学会 BIM/CIM ネットワーク 運営要領

### (総 則)

第1条 日本地すべり学会の地すべり学会 BIM/CIM ネットワークの運営については、この要領の定めるところによる。

### (目 的)

第2条 地すべり学会 BIM/CIM ネットワークは、公益社団法人日本地すべり学会定款第3条に資するよう、地すべりの調査・観測、地すべり対策の計画・設計・施工・維持管理、また、地すべり災害への迅速な対応のための BIM/CIM の活用事例・活用方法等について情報交換活動を行うものである。

### (参加条件)

第3条 地すべり学会 BIM/CIM ネットワークは、地すべり学会の会員が参加できる。

### (オーガナイザーの役割および任期)

第4条 オーガナイザーは、定期会合について以下の役割を担う。

- (1) 開催日時の設定とテーマの企画
- (2) 学会事務局と相談してオンライン会議の準備
- (3) プログラムの作成と講演者への依頼
- (4) 当日の会議進行

2 オーガナイザーの任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

3 オーガナイザーは、地すべり学会 BIM/CIM を広く PR するため「地すべり学会 BIM/CIM ネットワークオーガナイザー」と名称表示することが出来る。

### (運 営)

第5条 地すべり学会 BIM/CIM ネットワーク活動の企画・運営は、担当理事およびオーガナイザーが主導的に行う。

2 定期会合は原則的に2ヶ月に1回程度の頻度でオンラインにて開催し、講演や事例紹介等のセミナー形式による情報交換を行う。

### 附則

この運営要領は、令和3年9月3日に公益社団法人日本地すべり学会定款第27条第3項で定める代表理事および業務執行理事の承認により新規制定したもので、代表理事および業務執行理事の承認を得た日（令和3年9月3日）より運営する。